

第6条（特別関係者に対する補償）

- ① 前条第1項の補償に関する決定を受ける前に本人が死亡した場合において、その特別関係者（本人の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて本人の死亡の当時本人と生計を同じくしていたもの又はこれらの者以外の者であつて第2条に規定する決定の当時本人の保護者（少年法第2条第2項に規定する者をいう。）であつたものをいう。以下同じ。）から申出があり、かつ、補償をすることが相当と認められるときは、国は、前条第1項の家庭裁判所の決定により、本人が生存していたとしたならば受けたものと認められる補償と同一の補償をすることができる。
- ② 前項の場合において、2人以上の特別関係者に補償をするときは、これを等分する。ただし、等分することが相当でないとして認められる特別の事情があるときは、これと異なる配分を定めることができる。
- ③ 第1項の申出は、本人が死亡した日から60日以内に行ななければならない。

① 趣旨

少年の父母等の親族で少年と生計を同じくしていた者や、親族ではないが、少年法第2条第2項に規定された保護者の立場にあった者についても、少年が非行を犯したとして身体の自由の拘束等を受けたことにより、間接的に精神的・財産的損害を受ける立場にあると考えられる。少年が生存し補償を受けていれば、これらの者の損害もその限度で間接的に回復されたものと考えられるから、少年がたまたま補償決定を受ける前に死亡した場合において、家庭裁判所の判断により、これらの者に対し、少年が生存していれば受けたものと認められる補償を行うこととしたものである（最高裁判所事務総局〔1993〕111頁）。

刑事補償の場合には、本人が死亡した場合には相続による権利承継を認めているが、これは刑事補償が請求権として構成され、一般法理としての相続によることが相当と考えられたためであるのに対し、少年審判においては、関係者の利害関係等を踏まえて個別的に検討することが可能であることから、このような制度を導入したものである（最高裁判所事務総局〔1993〕211頁）。

② 1項について

本条1項は、特別関係者の範囲を決めている。特別関係者の範囲を限定したのは、その範囲を家庭裁判所の裁量に全面的に委ねるのは相当ではないことから、少年が非行を犯したとして身体の自由の拘束等を受けたことにより、一般的に精神的・財産的損害を被る者を具体的に列挙し、特別関係者の範囲を明確にするためである（最高裁判所事務総局〔1993〕335頁）。

1 「生計を同じくしていたもの」とは、死亡した少年と一つの生計単位を構成して

いた者を指し、具体的には、少年の生計によって生活していた者、少年と同居していた者、少年に仕送りをし、または仕送りを受けていた者で、その仕送りが少年または親族の生活費の中で相当な割合を占めていたような場合を指すとされている(最高裁判所事務総局〔1993〕435頁)。

配偶者等の親族については本人の死亡の当時本人と生計を同一にしていたことが要求されるのに対し、その他の保護者については非行事実なし決定時に保護者であったことが要求され、基準時が異なっている(最高裁判所事務総局〔1993〕536頁)。

特別関係者から申出があることが求められているが、これは、少年本人に対する補償とは異なり、申出を待つて補償をすれば十分と考えられたからであるが、申出がなされた以上、家庭裁判所は判断を示す義務がある(最高裁判所事務総局〔1993〕637頁)。なお、その申出の方式については、少年補償規則4条2項が規定している。

「補償をすることが相当と認められるとき」とは、特別関係者が、少年が非行を犯したとされ身体の自由の拘束等を受けたことにより、精神的・財産的損害を受け、少年が生存しており、補償を受けたならばその限度で間接的にその損害が回復されたと認められることをいう。具体的には、保護者がその費用で付添人を選任した場合、少年を普通に監護養育していた父母が心労を余儀なくされた場合などを指す(最高裁判所事務総局〔1993〕736頁)。

③ 2項について

本条2項は、複数の特別関係者に補償をすべき場合にも、その総和は少年等の本人が生存していれば受けたものと認められる補償を、原則として等分することとし、等分することが相当でない特別の事情がある場合には異なる配分することができることを規定している(最高裁判所事務総局〔1993〕837頁)。

④ 3項について

本条3項は、特別関係人の申出は、少年等の本人が死亡した日60日以内になければならないと定めている。これは、配偶者等の親族や保護者が少年等の葬儀等を行うことなどを考慮して、少し余裕を持たせた期間を定めたものである(最高裁判所事務総局〔1993〕938頁)。

1 最高裁判所事務総局編(1993)『少年補償事件執務資料』法曹会

2 前掲注1書

3 前掲注1書

4 前掲注1書

5 前掲注1書

- 6 前掲注1書
- 7 前掲注1書
- 8 前掲注1書
- 9 前掲注1書

(山下幸夫)